



## 中国初の過少資本租税回避防止案件が決着

### 本稿要旨

中国初の過少資本租税回避防止案件が決着した。これは、中国の税務機関による租税回避防止業務の新領域として、過少資本が目目されていることを反映している。関連者から多額の借入のある企業は、これまで以上に慎重に融資スキームを組むべきである。

### 概要

2011年11月25日、中国初の過少資本租税回避防止案件が陝西省で決着した。これまで中国では過少資本規制を通じた租税回避防止が遅れていたが、本件の決着により、中国税務局は租税回避防止業務の空白領域を埋め、業務領域を拡大させたといえる。

### 背景

2011年の年初、陝西省国家税務局(以下、「陝西国税」)は、ある日本企業の関連者取引の状況について全般的分析をする中で、税務上多くの疑問点があることを発見した。まず、当該企業は負債資本比率が高く、関連者から多額の借入があった。また、当該企業は長期にわたり損失を計上しているにも関わらず、増資を続けていた。そして、親会社の連帯保証を利用し、国外の銀行から多額の借入を行っていた。

陝西国税は、これらの状況から、当該企業が過少資本を利用し租税回避を行なっている可能性があるとの初期的判断を下した。陝西国税は、当該企業をさらに調査した結果、国外関連者との有形資産売買取引、持分譲渡および、一般租税回避などにも多くの租税回避問題を発見した。当該案件は、国家税務総局の承認を経て、中国初の過少資本調査案件として、正式に立件された。

当該案件は、論証、分析および数十回の交渉を経て、2011年末に決着した。移転価格調整の追徴税額は約3,000万人民币に達し、各種税収優遇策を適用後の実際の追徴税額は約1,100万人民币となった。

## 過少資本とは

過少資本とは、企業が資金調達にあたり、関連者からの債権性投資の比率を高め、権益性投資の比率を下げることを指す。債権性資本にかかる利息は損金算入することができるため、企業は過少資本を通じ関連者に利息を支払い、利益を移転させ、課税所得額を減少させることで、グループ全体の税負担を下げるができる。

企業が各種の債権性投資を増やし、税負担を減らすことを防止するため、中国では2008年1月1日に施行された「企業所得税法」およびその実施条例（以下、「所得税法および実施条例」）において、初めて過少資本規制の概念が導入された。この中で、企業の関連者向け支払利息について、関連者からの債権性投資と権益性投資の比率が所定の基準を上回った部分は、損金算入できないと規定された。

ただし、財税[2008]121号文に例外規定が定められている。すなわち、企業が所得税法および実施条例に基づいて関連資料を提出し、関連の取引活動が独立企業間原則に合致することを証明できる場合、或いは国内関連者に利息を支払うとき、企業の実際の税負担が当該国内関連者より低い場合、課税所得額を計算する際に支払利息を控除することができる。

## KPMG 中国の所見

本件において、留意すべきポイントは以下の通りである。

### ● 租税回避防止調査の対象取引の種類が多様化

中国の税務機関は、租税回避防止調査の対象を従前の有形資産売買取引から、融資・持分譲渡などより複雑な取引類型に拡大しており、今回の中国初の過少資本調査の案件決着もそれを反映している。

### ● 問題の連鎖的波及

当初、陝西国税は関連者からの融資に注目して本件を調査していた。しかし、調査が進むにつれ、陝西国税は、当該企業と国外関連者の間には、他にも多くの租税回避行為があることを発見した。KPMG の経験上、税務機関が一旦正式な調査を立件すると、企業に対し全面的かつ詳細な調査を行うことが多い。そして、調査の中で他の租税回避行為や税務問題が発見された場合、あわせて調整されることが多い。

### ● 租税回避防止の重点地域が沿海地域から中西部地域に拡大

これまで中国国内で、租税回避防止税収が多い地域は、東部沿海地域が中心であった。2010年に追徴税額が1億人民元を超えた地域は7つあったが、その全てが東部沿海地域にあった。一方、中西部地域は、案件ソースが少なく、年間追徴税額が多い地域でも1,000万人民元程度であった。しかし、2011年から、中西部地域の税務機関も租税回避防止業務を強化しており、本件はその成果が出始めたことを示している。今後とも中西部地域での租税回避防止業務の執行強化が見込まれる。

## KPMG 中国のアドバイス

中国税務機関による租税回避防止の重点調査対象は、関連者との持分譲渡、無形資産譲渡、融資などに拡大している。無形資産譲渡や持分譲渡など他の複雑な関連者取引と異なり、関連者からの融資については、債権性投資と権益性投資のセーフハーバー比率が、税法上明確に規定されている。また、企業は年度確定申告の中で、関連者からの融資について開示する必要がある。このため、中国税務機関は、容易に税収徴収管理システムの中から過少資本問題のリスクがある企業を抽出し、詳細調査を行うことができる。よって、関連者からの融資金額が多い企業は、予め取引の合理性検証を実施し、移転価格リスクを低減することをお勧めする。

なお、前述のとおり、セーフハーバーを超える部分の支払利息を損金算入する場合、企業は税務機関の要求に従い同時文書を準備、保存、提出し、関連者からの融資が独立企業間原則に合致することを証明しなければならない。近年、各地で融資取引に対する租税回避防止調査が強化されている。例えば、2010年に上海市国税局は企業に対し同時文書の自主検査を要求し、特に関連者からの債権性資本の比率がセーフハーバーを超える場合の具体的検査内容を定めた。また、上海市国税局は、金融

機関の 2008 年から 2010 年までの関連者からの債権性資本の比率を分析し、セーフハーバーを超える企業に同時文書の提出を要求した。こうした動向を踏まえ、関連者からの融資にかかる過少資本リスクが大きい企業は(国外関連者或いは税率の低い関連者から多くの借入がある)、早期に同時文書を準備し、税務機関による検査に備えることをお勧めする。

また、租税回避防止調査は中西部地域にも拡大しているが、国内であっても税率に差がある関連者との取引には注意が必要である。すなわち、中西部地域に設立され税収優遇策を享受する企業や、そのような企業の関連者として取引がある企業は、関連者取引価格が独立企業間原則に合致しているか検証することをお勧めする。それが、税率の低い地域に利益を移転しているのではないかと、税務機関から疑義を呈されるリスクを低減することにつながる。

最後に、今回過少資本調査を受けた企業は、調査直前に、あるグループ企業に買収されていた。所得税法実施条例の規定に基づき、税務機関は、独立企業間原則に合致しない取引や、合理的な商業目的のない取引に対し、取引の発生年度から 10 年間にわたり、納税調整を行うことができる。企業が買収合併等のためにデューデリジェンスを行う際には、この点を踏まえ、移転価格調整による潜在的な税務リスクとコストにも注意を払うべきである。

# Contact us – Global Transfer Pricing Services



## **Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com



## **Cheng Chi**

Partner in Charge, Transfer Pricing  
China & Hong Kong SAR  
Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

### **Northern China**



## **Irene Yan**

Partner  
Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

### **Southern China**



## **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

### **Central China**



## **Cheng Chi**

Partner in Charge, Transfer Pricing  
China & Hong Kong SAR  
Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com



## **Angie Ho**

Partner  
Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com



## **Yasuhiko Otani**

Partner  
Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com



## **Kelly Liao**

Partner  
Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com



## **Leonard Zhang**

Partner  
Tel. +86 (21) 2212 3350  
leonard.zhang@kpmg.com

### **Hong Kong**



## **Kari Pahlman**

Partner  
Asia Pacific Leader, Transfer Pricing  
Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com



## **Amy Rao**

Director  
Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com



## **John Kondos**

Partner  
Asia Pacific Regional Leader  
Financial Services - Transfer Pricing  
Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com



## **Karmen Yeung**

Partner  
Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.